

2019年12月20日

お客さま 各位

鳥山信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」  
を踏まえた預金規定の改定について

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年3月1日より預金規定の改定を行います。

当金庫では、お取引内容や状況に応じ、お取引の目的やお客さまに関する情報等を、再度ご確認させていただく場合がございます。

規定改定後は、当金庫が求める確認へのご回答や資料のご提供がいただけない場合には、お取引の全部または一部を制限することや、お取引をお断りする場合がございます。

お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 対象となる主な預金規定

総合口座取引規定、普通預金規定（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定

2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加（例：普通預金規定）

① 「取引制限」条項を新設

（取引の制限）

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3）前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

②「解約等」条項を一部追加・変更（下線部が改定箇所です）

（解約等）

（1）省略

（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が「普通預金規定（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金共通規定」第5条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（3）～（5）省略

以上

